

令和元年度

防火・防災管理講習のご案内

とかち広域消防局

1 講習区分及び受講対象者

(1) 甲種防火管理新規講習

甲種防火管理者として選任されることができる資格を取得するための講習です。

(2) 乙種防火管理講習

乙種防火管理者として選任されることができる資格を取得するための講習です。

【防火管理者の選任が必要な防火対象物用途と選任できる資格区分】

防火対象物の用途	収容人員	甲種防火管理 講習修了者	乙種防火管理 講習修了者
老人短期入所施設、救護施設、乳児院などの自力避難困難者が入所する社会福祉施設等	10人以上	選任できます	選任できません
劇場、映画館、物品販売店、ホテル、病院などの不特定の人利用がある建物	30人以上	選任できます	○ 延べ面積が300㎡未満のもの ○ 収容人員が30人未満のテナント等
共同住宅、学校、工場、事務所などの特定の人利用しかない建物	50人以上	選任できます	○ 延べ面積が500㎡未満のもの ○ 収容人員が50人未満のテナント等

(3) 防災管理新規講習

甲種防火管理講習修了者が防災管理者の資格を取得するための講習です。

(4) 甲種防火管理再講習

甲種防火管理講習修了者で収容人員が300人以上の特定防火対象物の防火管理者に選任され、平成27年3月31日以前に甲種防火管理講習又は甲種防火管理再講習を修了された方。

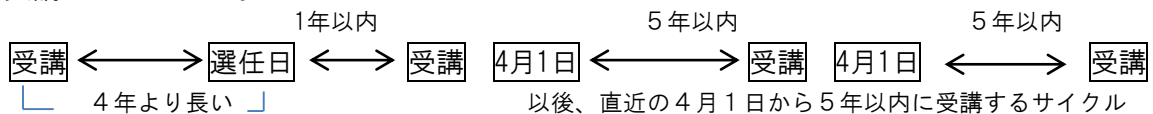
(5) 防火・防災管理再講習

防災管理新規講習修了者で大規模な店舗・事業所等の防災管理者に選任され、平成27年3月31日以前に防災管理新規講習を修了された方。

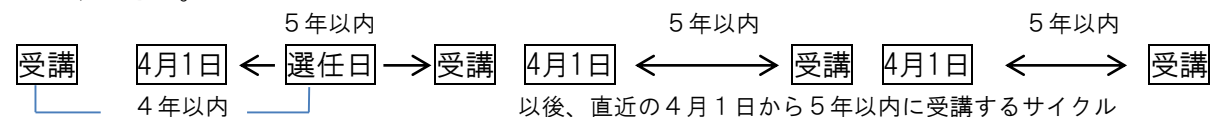
【再講習の受講期限について】

継続して選任されている場合は、最後に受けた講習日以後、直近の4月1日から5年以内に再講習の受講が必要です。新たに選任された方の受講期限については以下の2つがあります。

- 1 選任された日の4年前までに新規講習又は再講習を修了した方は、選任された日から1年以内に受講してください。



- 2 1以外の方は、新規講習又は再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講してください。



凡例 受講 講習（新規・再）を修了した日 選任日 選任された日 4月1日 直近講習（新規・再）日以後の最初の4月1日

2 講習日時、受講申込書受付期間及び定員

講習種別		開催日時	申請書受付期間	会場 定員
甲種防火管理 新規講習	第 1 回	令和元年6月19日(水)、20日(木) 9時30分～16時00分	令和元年5月1日(水)～5月31日(金)	帯広 100人
	第 2 回	令和元年7月17日(水)、18日(木) 9時30分～16時00分	令和元年6月3日(月)～28日(金)	音更 80人
	第 3 回	令和元年10月23日(水)、24日(木) 9時30分～16時00分	令和元年9月2日(月)～30日(月)	帯広 100人
	第 4 回	令和元年11月27日(水)、28日(木) 9時30分～16時00分	令和元年10月1日(火)～31日(木)	足寄 60人
	第 5 回	令和2年2月26日(水)、27日(木) 9時30分～16時00分	令和2年1月6日(月)～31日(金)	大樹 40人
乙種防火管理 講習	第 1 回	令和元年6月19日(水) 9時30分～16時00分	令和元年5月1日(水)～31日(金)	帯広 20人
	第 2 回	令和元年10月23日(水) 9時30分～16時00分	令和元年9月2日(月)～30日(月)	帯広 20人
	第 3 回	令和2年2月26日(水) 9時30分～16時00分	令和2年1月6日(月)～31日(金)	大樹 10人
防災管理新規講習		令和元年6月21日(金) 9時30分～15時30分	令和元年5月1日(水)～31日(金)	帯広 40人
甲種防火管理 再講習	第 1 回	令和元年6月26日(水) 9時30分～12時00分	令和元年5月1日(水)～31日(金)	帯広 100人
	第 2 回	令和元年10月25日(金) 9時30分～12時00分	令和元年9月2日(月)～30日(月)	帯広 100人
防火・防災管理再講習		令和元年6月26日(水) 13時30分～17時00分	令和元年5月1日(水)～31日(金)	帯広 40人

※ 甲種防火管理新規講習は、2日間の受講となります。1日目の講習を欠席された方は、2日目の講習を受講することはできません。また、1日だけ受講することもできません。

※ 防災管理再講習の受講対象者は、防火・防災管理再講習を受講となります。

3 受講申込等

- (1) 「防火・防災管理講習受講申込書」は、とかち広域消防局予防課並びに各消防署等に準備してあります。また、とかち広域消防事務組合のホームページからもダウンロードすることができます。

【準備している消防署等】

とかち広域消防局

課及び係名	所在地
予防課 予防指導係	帯広市西6条南6丁目3番地1 (3階)

とかち広域消防局 消防署等

署名	出張所等名	所在地
帯広消防署		帯広市西6条南6丁目3番地1 (1階)
	緑ヶ丘出張所	帯広市緑ヶ丘東通西1番地
	西出張所	帯広市西19条北1丁目6番5号
	南出張所	帯広市西17条南41丁目5番9号
	大正出張所	帯広市大正本町西1条1丁目2番地1
	東出張所	帯広市東7条南11丁目1番地の3
	森の里出張所	帯広市西22条南4丁目1番3
	川西分遣所	帯広市清川町西2線128番地
音更消防署		河東郡音更町木野西通16丁目1番地
士幌消防署		河東郡士幌町字士幌西2線161番地
上士幌消防署		河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
鹿追消防署		河東郡鹿追町西町3丁目10番地
新得消防署		上川郡新得町4条南3丁目1番地
	屈足分遣所	上川郡新得町屈足柏町3丁目1番地
清水消防署		上川郡清水町南6条4丁目1番地2
	御影分遣所	上川郡清水町御影東1条3丁目20番地
芽室消防署		河西郡芽室町東2条3丁目1番地
中札内消防署		河西郡中札内村大通南1丁目12番地
更別消防署		河西郡更別村字更別南1線93番地2
大樹消防署		広尾郡大樹町字下大樹224番地1
広尾消防署		広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地
幕別消防署		中川郡幕別町錦町90番地
	札内支署	中川郡幕別町札内中央町319番地9
	忠類支署	中川郡幕別町忠類本町112番地
池田消防署		中川郡池田町字西2条11丁目1番地12
豊頃消防署		中川郡豊頃町茂岩本町116番地
本別消防署		中川郡本別町北2丁目4番地1
足寄消防署		足寄郡足寄町北1条4丁目52番地
陸別消防署		足寄郡陸別町字陸別原野分線8-55
浦幌消防署		十勝郡浦幌町字桜町4番地3
	厚内分遣所	十勝郡浦幌町字厚内2条通3丁目1番地
	吉野分遣所	十勝郡浦幌町字吉野176番地の1
	上浦幌分遣所	十勝郡浦幌町字宝生165番地

(2) 提出書類

ア 防火・防災管理講習受講申込書

※ 6月に甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習の両方を受講される方は、各々に受講申込書が必要となります。

イ 甲種防火管理再講習、防災管理新規講習及び防火・防災管理再講習を受講される方は、甲種防火管理新規講習、防災管理新規講習又は再講習の修了証をコピーしたもの1部を添付してください。

※ 受講申込書に貼付する写真は、申込書への貼り付け印刷では無く、写真を貼付してください。

(3) 提出方法、受付時間

ア 郵送の場合

〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3-1 とかち広域消防局 予防課 予防指導係 宛
封筒に「防火・防災管理講習受講申込書 在中」と記入し、提出書類に必要事項を記入のうえ、郵送してください。(受講申込書受付期間内の消印有効)

イ 持参の場合

提出書類に必要事項を記入のうえ、8時45分から17時30分まで(土日祝日を除く。)にとかち広域消防局 予防課 予防指導係に提出してください。

ウ 来庁のうえ記入し提出する場合

とかち広域消防局 予防課 予防指導係で提出書類に必要事項を記入し提出してください。なお、(2)アには写真の貼付、講習種別によっては(2)イの添付が必要となりますのでご注意ください。

※ いずれの講習にあっても、申請書受付期間外は受付しておりませんのでご注意ください。

4 受講票の送付

講習開催日の概ね2週間前に受講票(官製はがき)を送付します。受講当日は、必ず持参してください。

5 受講費用(テキスト代(内税表示))

- (1) 甲種防火管理新規講習・・・3,850円
- (2) 乙種防火管理講習・・・3,850円
- (3) 防災管理新規講習・・・2,376円
- (4) 甲種防火管理再講習・・・1,540円
- (5) 防火・防災管理再講習・・・2,160円

※ 受講費用は受講当日に納入となります。当日は受付が混雑しますので、受講費用にお釣りができないようご協力お願いします。

6 講習会場

(1) 帯広会場

帯広市西6条南6丁目3番地1 とかち広域消防局 (駐車場なし)

※ 帯広市役所駐車場がご利用いただけますが、駐車場には限りがありますので、会場へは公共交通機関をご利用ください。

(2) 音更会場

河東郡音更町木野西通16丁目1番地 音更消防署 (駐車場あり、上履き必要)

(3) 足寄会場

足寄郡足寄町北1条4丁目52番地 足寄消防署 (駐車場あり)

(4) 大樹会場

広尾郡大樹町下大樹224番地1 大樹消防署 (駐車場あり)

7 注意事項

- (1) 講習当日は、受講票、筆記用具、受講費用、印鑑(修了証交付時に使用)を持参してください。
- (2) 開始時刻を過ぎてお越しの方(遅刻等)は、受講をお断りさせていただきます。
- (3) 代理人の受講や、途中退席(携帯電話等の利用を含む。)の場合、修了証の交付はいたしません。
- (4) 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習は、訓練用消火器等を使用した実技訓練を行いますので動きやすい服装で受講してください。(更衣室はありません。)
- (5) 講習の受講資格は、十勝管内の事業所で防火管理者の資格が必要な方となります。
なお、中学校卒業程度以上の日本語を理解する必要があります。

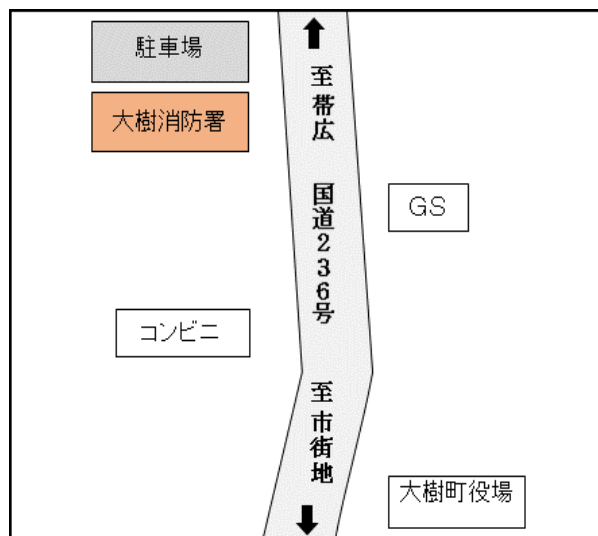
帯広会場



帯広市西6条南6丁目3番地1

電話 0155-26-9124

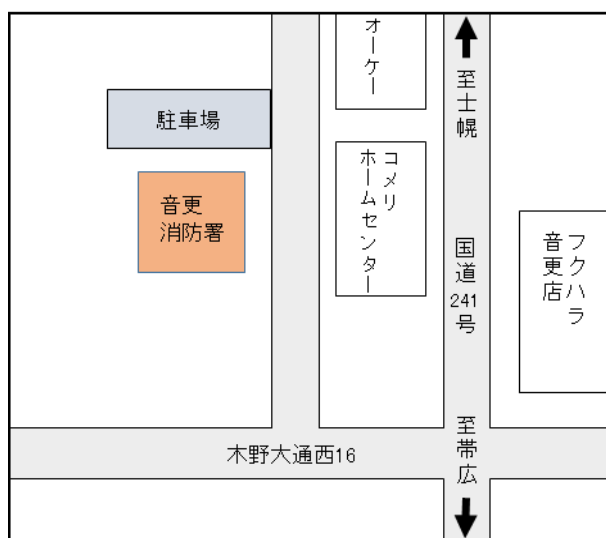
大樹会場



広尾郡大樹町下大樹224番地1

電話 01558-6-2199

音更会場



河東郡音更町木野西通16丁目1番地

電話 0155-30-3322

足寄会場



足寄郡足寄町北1条4丁目52番地

電話 0156-25-2619

〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3番地1 とちち広域消防局予防課予防指導係

電話 0155-26-9124 Fax 0155-26-9120

とちち広域消防事務組合 講習 |

検索